

# より良き事業実施のために

～ HACCPハード事業を活用して認定・認証取得に取り組む事業者様へ ～

事業実施計画が採択されましたら、速やかに事業に着手し、適正な工事実施と、着実な認定・認証活動に取り組めます。

このため、今後、注意すべきポイントを8個にまとめましたので、これらを参考に、都道府県担当者と密に連絡を取り合って、取組を進めていきましょう。

## <目次>

### 事業実施の流れ

#### 1. 施設整備・機器導入の工事(ハード対策)

ポイント1 : 実施設計書の作成

ポイント2 : 工事の監督

ポイント3 : 設計変更をする場合

ポイント4 : 工事の検査、引渡し

#### 2. HACCP認定・認証取得の取組(ソフト対策)

ポイント5 : 工事工程を考慮した活動

ポイント6 : 事業者とHACCP専門家の責務

ポイント7 : 認定・認証機関への連絡は早めに

ポイント8 : 活動状況の情報共有

### よくある質問

お問合せ先 農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課  
HACCPハード班 TEL: 03-6744-2375

# 事業実施の流れ

## 採択

〔まだ、事業の着手までの手続きは終わりではありません。輸出事業計画(案)の修正・追加事項が残っている場合は、速やかに対応し認定を受けてください。〕

## 交付申請・交付決定を経て着手

施設整備・機器導入の工事(ハード対策)

HACCP認定・認証取得の活動(ソフト対策)

実施設計書の作成・提出  
(ポイント1)

踏まえて

工事工程を考慮した活動  
(ポイント5)

↓ 入札・契約  
(原則、一般競争入札)

工事の監督  
(ポイント2)

↓ 活動開始前に

事業者とHACCP専門家の  
責務(ポイント6)

↓ (必要に応じて)

設計変更をする場合  
(ポイント3)

↓ 活動開始前に  
又は、開始後早めに

認定・認証機関への  
連絡(ポイント7)

↓ 工事が終わったら

工事の検査、引渡し  
(ポイント4)

↓ 活動しながら

活動状況の情報共有  
(ポイント8)

都道府県による検査(現地、書類)を経て

工事の完了と、認定・認証の申請

## 1. 施設整備・機器導入の工事(ハード対策)

### ポイント1: 実施設計書の作成・提出 (交付等要綱 第5(1))

実施設計書とは、設計図面、仕様書、工事明細書(積算書)、工程表等の工事の実施に必要な図書です。

作成は、建築設計事務所に任せきりにせず、内容を把握し、わからない点は確認しましょう。建築工事(新築・増築)の工事価格の積算は、原則、「公共建築工事積算基準」等に準じて行ったうえで入札予定価格を作成し、入札・契約を行きましょう。

**確認が不十分だと、工事中に変更が多発したり、工程どおりに工事が進まなくなったり、工事費の増加につながります!!**

設計図面は、HACCP専門家(契約している食品衛生コンサルタント)にも共有し、認定・認証の要求事項に漏れがないか確認して貰い、漏れがあれば図面に反映して発注しましょう。

**HACCP専門家の事前確認をしなかったために、事業完了後に、追加工事が必要になる事例が発生しています!!**

作成後は、都道府県に提出します。都道府県は、交付対象外の内容が含まれていないか等をチェックします。



# 1. 施設整備・機器導入の工事(ハード対策)

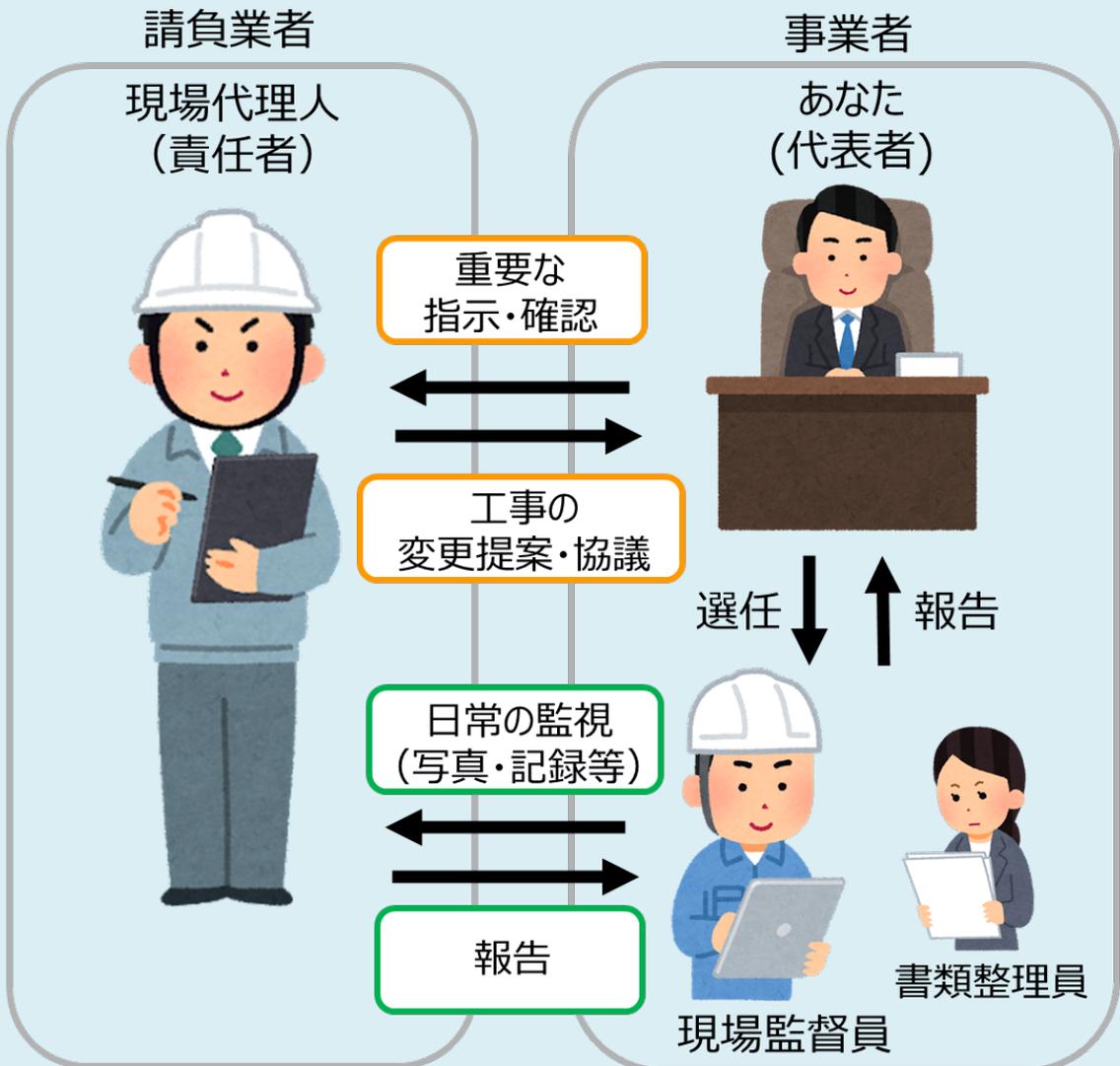
## ポイント2: 工事の監督

(交付等要綱 第5(5)(イ))

入札・契約後は、請負業者の工程表と、実施設計書の工程表とズレがないか確認しましょう。必要に応じて請負業者と話し合い、最終版を都道府県、HACCP専門家に共有しましょう。

事業者には、工事の監督責任があります。このため、

- ① 請負業者には、現場代理人を立てさせ、工事の管理(出来高、工程進捗、安全、工事費)を徹底させましょう。
- ② 事業者は、現場監督員を選任しますが、必要に応じ、その他の責任者(例:書類整理員)も選任しましょう。
- ③ 現場監督員は、現場代理人と連絡を密にし、発注した内容のとおり工事が進捗しているか定期的に確認しましょう。



## 1. 施設整備・機器導入の工事(ハード対策)

### ポイント3: 設計変更をする場合

工事中に、設計変更が必要になる場面が出てきます。

より適切な衛生管理を実現するため、排水溝の深さや窓の大きさを変更するなど。

- ① 変更内容は、その都度、都道府県、HACCP専門家に連絡して、問題がないかを確認した上で、
- ② 請負業者とは、費用面を含め、打合簿で確認しましょう。

#### [打合簿の記載例]

排水溝の断面は、変更図のとおりとし、これに必要な工事費の増額(〇〇〇千円)は、事業者が負担する。

**変更のやりとりを怠ると、後でトラブルに発展します!!**

事業実施計画の変更が生じた場合は、都道府県と協議を行い、変更計画書を都道府県に提出しましょう。(交付等要綱 第9の1)



請負業者(現場代理人)への設計変更の指示に際しても、HACCP専門家に同席してもらい、衛生管理の考え方をしっかり伝えることで、施工後の手直しも防げます。

## 1. 施設整備・機器導入の工事(ハード対策)

### ポイント4: 工事の検査及び引渡し (交付等要綱 第5(5)(ウ))

工事が完了しましたら、請負業者から工事完了届を受け取り、しゅん工検査・引渡しをしましょう。

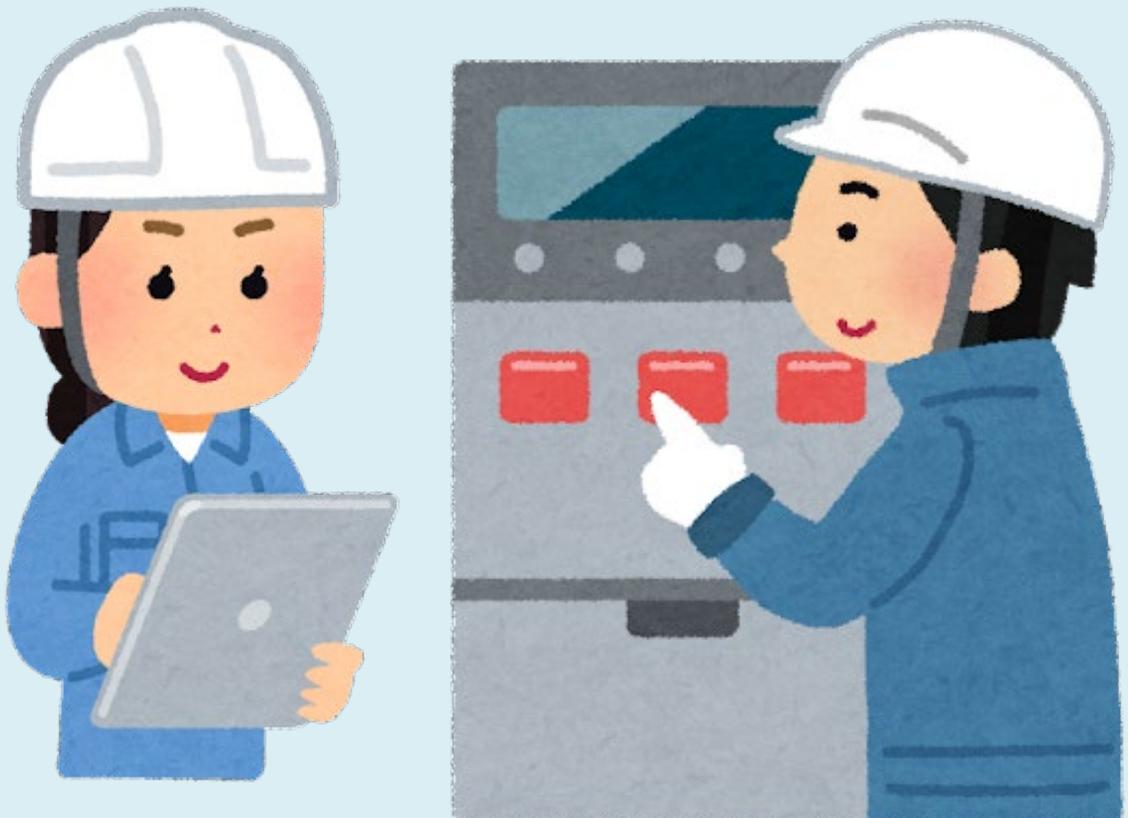
#### <検査の視点>

図面のとおり内壁が施工されているか、仕様書どおりの機材が入っているか等を一つ一つ確認します。目視でわからない場合(例:断熱材)は、写真で確認します。

もし、図面と違う場合は、請負業者には是正を指示します。

**機器は、従業員自らで運転し、作動するかを確認しましょう!!**

**あとで行われる都道府県による検査(現地、書類)で不備があれば、交付金の減額になる可能性があります!!**



## 2. HACCP認定・認証取得の取組(ソフト対策)

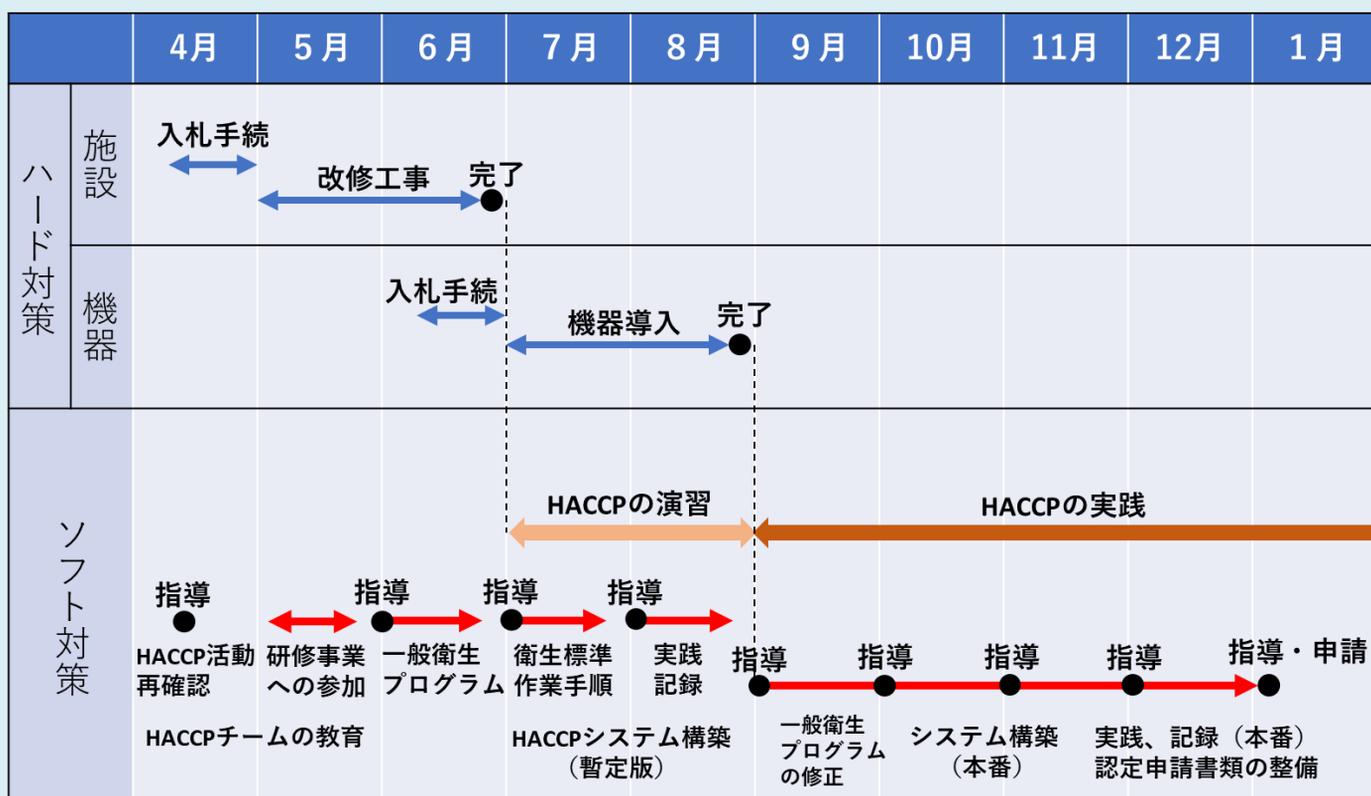
### ポイント5: 工事工程を考慮した活動

ソフト対策は、ハード対策と同一年度に行います。ハード対策の内容(施設の改修、機器の導入等)によって、効率的な活動計画になるようにしましょう。

HACCP専門家と話し合い、指導時期や内容を決めましょう。

(活動の検討例)

- ① 施設改修中は、従業員は施設内で活動ができないため、認定・認証に必要な衛生管理等に関する従業員の教育、研修への参加を重点的に進める。
- ② 機器更新の場合は、まず旧機器で暫定のHACCP計画を作り、PDCAサイクルを確立し、運用する。  
新機器が導入されたら、HACCP計画を見直し、本番環境の下で運用し、認定・認証の申請書類を整備する。



## 2. HACCP認定・認証取得の取組(ソフト対策)

### ポイント6: 事業者とHACCP専門家の責務

次のような認識になっていたら要注意です。

(事業者)

HACCP専門家に業務を委託するのだから、活動計画や申請書類は、作成して欲しい。

**これらは、HACCP専門家の指導を得つつも、事業者が主体となって作成するものです!!**

(HACCP専門家)

認定・認証の取得は、あくまで事業者の責任で、取得予定時期に取得できるかは、HACCP専門家は関係ない。

**事業者がすべきこと、どれくらいの労力、時間がかかるか等を理解を得つつ、予定時期に取得できるよう努めましょう!!**



## 2. HACCP認定・認証取得の取組(ソフト対策)

### ポイント7: 認定・認証機関への連絡は早めに

認定・認証の審査はHACCP専門家が行うのではなく、第3者である認定・認証機関です。

認定・認証機関へ早めの連絡を入れ、以下を伝えましょう。

- ① ハード対策の内容
- ② 現状のHACCPの取組の状況
- ③ **認定・認証取得希望時期**

その上で、認定・認証機関には、以下を確認しておきましょう。

- ① 申請書類、その他必要な書類は何か
- ② 準備・審査スケジュール
- ③ 審査を行う上で、特に注意が必要な事項  
(審査前に、HACCP実践期間が3か月必要など)

**早めの連絡を怠り、認定・認証機関とのやりとりで手戻り、多くの費用や労力がかかっているケースがあります!!**



## 2. HACCP認定・認証取得の取組(ソフト対策)

### ポイント8: 活動状況の情報共有

HACCP専門家による指導内容等は、その都度、都道府県等に共有し、問題がないかを確認しましょう。

関係書類は、ハード対策と同様、しっかり保管しましょう。

- ・ HACCP専門家との委託契約書
- ・ HACCP専門家との打合簿
- ・ 活動計画、工程表(現地指導日程)
- ・ HACCP計画に組み込まれている記録類
- ・ 認定・認証機関の審査報告書、是正指摘事項
- ・ その他関係資料

**ソフト対策(認定・認証取得)は、進捗管理が上手くいっていない案件が散見されます。取得のための活動を行わないと、最悪、交付金の返還もあり得ます!!**



必要なソフト対策の例…

従業員への衛生管理の指導、ハザード分析の実施、HACCPプランの作成、新しい製造ラインでのHACCPの実践等。

## よくある質問

### 問1

バイヤーから「製品を早く輸出して欲しい」と言われている。  
交付決定を待たずに、速やかに工事を開始することはできないか。

### 回答

交付決定前着手届を都道府県に提出することで、工事を開始することが可能です。ただし、事業の内容が確実となっていることが条件ですので、必ず都道府県に相談してください。（なお、交付決定前着手が認められても、交付決定までに生じたあらゆる損失は、事業者の責任となります。）

### 問2

予定より工事が遅れ、請負業者が努力しても年度内に工事を完了できない可能性が出てきた場合、どうすればよいか。

### 回答

事業者や請負業者に責はなく、資材の入手難や気象災害など、外的要因によりやむを得ない場合に限り、翌年度に繰り越すことができますが、事由の整理や手続きに時間がかかりますので、早めに都道府県に相談してください。

### 問3

工事中に新たな追加工事が必要になった。  
追加工事にかかる経費は交付金の対象となるか。

### 回答

追加工事の内容と必要性により判断する必要があります。  
なるべく早めに都道府県へ相談してください。

### 問4

工事の監督をした経験がなく、現場を見ても問題に気付けるか心配している。  
工事の中間段階や完了した段階で、施工監理（検測、写真確認、修正工事の内容把握）をコンサルタントに外注してもよいか。

### 回答

外注は可能ですが、交付決定額を超える交付金の支払いはできませんので、都道府県に相談してください。